

公益財団法人 国際仏教文化協会
平成 28 年度事業計画

公益財団法人 国際仏教文化協会

当協会は、海外で仏教、とりわけ大乘仏教思想に出遇った人々の中で、特に欧州地域で他力回向に徹底した親鸞思想に惹かれて親鸞思想の、さらに大乘思想の研究及び普及に向けて活動を展開している、その活動支援を主事業とする。

そこで、当協会定款第 3 条「大乘仏教の持つ現代的意義を究明し、欧州等の人々の研究に便宜を与え、東西文化の交流を図り、もって我が国の発展と国際平和に寄与することを目的とする」に基づき、「公益事業 1」として、欧州等における大乘仏教思想・大乘仏教文化の振興に対する助成およびシンポジウム、講演会の開催を行う。その趣旨は、欧州等における大乘仏教の思想、文化の振興に対する助成を通じ、これらの地域における大乘仏教思想・大乘仏教文化への理解を深め、日本古来の精神文化の柱である大乘仏教の振興に資するものとする。平成 28（2016）年度事業計画としては、具体的な事業を、次のように 2 小項目についてそれぞれの事業計画を立てる。

1. **公益目的事業 1（振興事業）**：各項の末尾に予算額を示す。各末尾符号（「(1)」等）は定款第 4 条規定の対応する事業項目（号）を示す

(1) **公益目的事業 1 (1)**：研究助成事業（大乘仏教の研究活動やその成果の出版等の費用、研究者の日本への留学費用等の助成によって振興を図る）—— (1)

① **機関誌発行**：事業の経過などを報告する機関誌『IABC NEWS』を発行、研究助成を啓蒙し、大乘仏教の思想・文化の普及に資する（機関誌等の編集発行に 600,000 円）

② **仏教書印刷発行と普及**：欧州等における、欧州語等による仏教書（各グループの機関誌・啓蒙書等を含む）の印刷発行の発行助成と普及、並びに欧文の仏教書の編集発行 — (2)

〔表 1〕のように、各グループへの助成（出版助成）を行う。

なお、欧文ジャーナル『Shin Buddhist』の編集発行、およびジャーナルおよび欧文等の仏教書の編集、発行には、理事会のもとに編集委員会を設置し、委員会において業務執行する（ジャーナル等の編集発行に 1,000,000 円）。

③ **欧州等の仏教関係機関への物心両面の支援** — (3)

関係機関への支援については、理事会のもとに、選考委員会を設置し、あらかじめ公募した助成申請を厳正に審査・選考し、適正な助成を執行するものとする

（仏教振興活動の支援に合計 3,000,000 円）。

(2) 公益目的事業 1 (2) : 振興活動支援事業 (大乘仏教の研究に関するセミナーやシンポジウムの開催に対する助成、研究者の日本への留学費用の助成によって振興を図る)

- ① **ヨーロッパ真宗会議開催の支援** : 隔年開催のヨーロッパ真宗会議 (大乘仏教の一つの極たる他力回向の真宗思想と大乘仏教の諸思想との対論によって大乘仏教の思想理解を深めあい一般に啓蒙する会議) は、本年は 8 月末に第 18 回ヨーロッパ真宗会議 (略称 : ESC18) をベルギーで開催の予定につき、その準備・会議運営と出席・発表者の支援を執行する(会議運営支援 1,000,000 円、参加者支援 1,000,000 円、関係者派遣費 1,000,000 円)。
- ② **報告と講演の会** : 当協会の活動支援者や関心を持つ一般を対象に協会の活動を報告し大乘仏教の思想、文化を啓蒙する目的で報告と講演の集いを開催する : 大谷光真総裁就任の報告を含む (原則として会費制とするが、会場費等を協会の負担とする : 開催費 300,000 円)。
- ③ **講師派遣** : ドイツ・デュッセルドルフの恵光ハウス日本文化センターで、毎年開催の仏教セミナーに日本から講師を派遣し、欧州等から集まった一般聴衆に大乘仏教思想を啓蒙普及する (諸費を含め、500,000 円)。
- ④ **奨学助成** : 1) 欧州等から来日し大乘仏教思想・文化を学ぼうとする者を招聘奨学生として、2) 本邦から欧州等に出て広く宗教学などを学び学際的な視野のもと大乘仏教振興に寄与しようとする者を派遣留学生として、3) 短期のセミナー (大乘仏教思想等を研鑽するセミナー等) に、来日あるいは渡航して参加し、大乘仏教の理解を深め一般にも啓蒙、普及しようとするものを短期研修留学生として、それぞれ採用・助成する。理事会のもとに設置の選考委員会でその妥当性を判定の上、採用とする (本年度、応募者未定だが、年度途中の応募を期待して 900,000 円)。

2. 協会運営

上記の公益事業を推進するための協会体制およびその運営を、前期同様に組織し推進する。

- (1) 役員会等 : 理事会、評議員会、事務局 (決算、予算、事業報告、事業計画の件等の審議・決定、および事業推進)。
- (2) 理事会のもとに選考委員会、編集委員会、実行委員会を設置して、業務推進にあたる。

以上、平成 28 年度事業計画 (了)